

佐賀県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町大黒川字光月一〇五四番二地先から 伊万里市黒川町大黒川字網ノ頭一〇六一番五地先まで	平成二二・八・二四
	伊万里市黒川町横野字畑頭九五三番一地先から 伊万里市黒川町横野字畑頭九四五番三地先まで	"